

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

和歌山県

はじめに

和歌山県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、昭和23年に制定された農業改良助長法（制定日：昭和23年法律第165号）に基づき、農業経営の安定並びに農村生活の改善に積極的に取り組む農業者への支援を通じて農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、現下の農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念されるなど様々な問題に直面しており、普及事業に求められる役割は複雑かつ高度化してきている。

これら現状に対応し、国では令和7年4月に「食料・農業・農村基本計画」を見直すとともに、令和7年4月30日に「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下「運営指針」という。）を制定し、スマート農業技術や農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化、みどりの食料システム戦略の推進など新たな要素を加え今後の普及事業の方向性が示された。

本県の普及事業については、国の運営指針を基本としつつ、和歌山県総合計画が示す方向性に沿って、果樹、野菜、花きを主体とした園芸作物生産県である現状を踏まえながら農業・農村の発展の主体的な役割を果たすべく、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を定めるものである。

第1 普及指導活動の課題

普及事業は、普及指導員が農業者との信頼関係を構築しつつ直接農業者に接して経営・技術指導等を行い、自主的に農業経営や農村生活の改善に取り組む農業者を育成・支援することを旨として、以下に掲げる事項を課題として普及指導活動を行う。

1 担い手の確保・育成

地域計画に位置付けられる担い手及び就農希望者の雇用の受け皿となる法人を育成するため、経営管理能力の向上に向けた指導や専門アドバイザーの派遣などにより、農業経営の発展に向けた取組を推進する。

また、新規就農者の確保については、農林大学校や就農支援センターでの技術研修や就農前後の資金交付、新規就農者産地受入協議会の体制強化による就農相談から定着まで一貫した支援（就農後の技術指導・経営指導など）に取り組むとともに親元就農を含めた経営継承の取組を推進する。

2 スマート農業技術の活用・普及

農業用ドローンなどスマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入に向けた取組を推進し、収量性向上や省力化による農作業の効率化等を図る。

施設園芸では生産性向上を目的とした環境制御技術の導入・普及を図るとともに、果樹ではスマート農機の導入、スマート農機に対応した園地整備や樹形の改良を推進する。また、水稻や野菜では自動操舵や農業用ドローン、圃場の水管理システム等スマート農業技術の活用・普及を推進する。

3 次世代につなぐ果樹産地づくりや野菜・花き産地の強化

スマート農業技術の活用・普及に加え、優良品種の導入、高品質果実生産の技術指導、耐風性・耐暑性を高めるなどのハウスの高度化や働きやすい園地づくりを推進する。また、将来の具体的な農地利用の姿である市町の地域計画の実現に向け、関係機関と連携し、経

営規模の拡大や新規就農者の確保による担い手への農地集積を推進する。

4 農業経営の安定化

気候変動に対応した新品種の導入や栽培管理技術について、試験研究機関と連携し普及に取り組む。また、農作業安全や熱中症対策等の取組を推進する。

生産性の向上、経営改善の観点から、専門作業の受託や農業人材の派遣等を行う農業支援サービスの活用を推進する。このため、農業支援サービスに取り組む事業者に関する情報や農業生産資材コストを低減する経営手法等の情報を提供するとともに、農作業受託組織の育成を図る。

大規模自然災害等のリスクに備え、BCPの整備や収入保険、農業共済への加入を促進するとともに、被害発生時には関係機関と連携し復旧に必要な技術指導や補助事業等の情報提供を行う。また、県内で被害拡大が懸念されているクビアカツヤカミキリについては、試験研究機関や行政機関、農業協同組合等の関係機関と連携し早期発見、被害拡大防止対策に取り組む。

5 安全安心な農産物の安定供給

安全安心な農産物の安定供給に向け、総合防除による重要病害虫対策や鳥獣による農作物被害防止対策、GAPの推進に取り組む。

営農活動に伴う温室効果ガスの排出削減、総合防除等による化学農薬・化学肥料の低減、有機農業などみどりの食料システム戦略に関する取り組みについて、農業者への情報提供や栽培技術等のサポートにより、環境と調和した持続可能な農業を推進する。

加工・業務用需要や海外需要が拡大傾向で推移していることに加え、有機農産物を含む環境への負荷の低減に資する農産物の消費拡大の必要性に鑑み、農業者と地域の関係者、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との連携の下、産地における労働力等農業者や農村の実態や要望も踏まえて、品種・栽培方法の選定や技術指導等を行うことで、マーケットインの生産体制の構築を推進する。

6 活力ある農村づくり

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」や「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」、グリーンツーリズムなどを関係機関とともに情報発信し、県内農業をPRする。また、6次産業化や食育、女性の活躍や農福連携など関係機関とともに情報提供や技術支援を通じて伴走支援を行い、活力ある農村づくりを推進する。

第2 普及指導活動の方法に関する事項

本県の普及指導活動は、地域の関係機関等と連携しながら、意欲ある農業者や団体等に指導対象を重点化し、行政施策等を効果的に取り入れた活動を行うなど、以下の項目に留意しながら実施する。

1 農業者に対する支援の充実・強化

農業者に接する際には、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く情報提供を行うよう努める。

また新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行う。

2 食料システム関係者等の多様な関係者との連携

人口減少下において、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るためには、行政機関、試験研究機関、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等食料システム関係者が有機的に連携することが重要となる。このため、普及指導員がこれらの多様な関係者・関係機関間のコーディネーター役を果たす。

3 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者や地域リーダー等に対し、新規就農者の確保・育成を始めとした地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めること等を積極的に働きかける。さらに卓越した栽培技術を持つ農業者の協力のもと、次世代を担う農業者への技術継承を推進する。また、このような先進的な農業者等との協働による展示ほ設置等を通じて先進的技術が地域モデルとして浸透するよう普及に取り組む。

4 試験研究機関・民間企業等との連携強化

県、独立行政法人、大学等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援センターを始めとした普及組織は、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。また、こうして得られた成果については、生産現場での実証試験に取り組むとともに、農業者への技術指導により普及を図り、地域の課題解決を図る。

農業経営に関連する民間企業等との連携に当たっては、公的機関が担うべき部分と民間企業等に委ねる部分とに役割を分担し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するよう連携強化に努める。

5 都道府県間の連携等

広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

6 普及指導計画の策定と評価

各振興局農林水産振興部農業水産振興課（以下「農業水産振興課」という。）は本実施方針に則し、地域農業の実態や振興方向を踏まえ、5カ年を展望した3カ年の普及指導基本計画と単年度ごとの普及指導計画の2種類の普及計画を策定する。計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実状に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち特に重要な課題については、普及指導活動の目標、内容、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、当該計画に基づく活動を推進する。

この普及計画に基づき実施した取組やその成果は、活動実績として取りまとめる。なお、地域段階の普及計画や活動実績については、行政・農業協同組合等関係機関・団体、普及指導協力委員や農業者の代表等で組織する農業改良普及推進協議会等において協議し、助言を受け、その後の普及指導活動に反映させる。

また、県段階の農業改良普及連絡協議会では、有識者等を含む委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させ、普及指導活動の改善を行う。

7 調査研究の実施及びその成果の活用

農業水産振興課は、各地域の普及指導課題を解決するため、資料調査や実態調査、実証・適応性試験等の調査研究を農業革新支援専門員、試験研究機関及び地域の生産組織等と密接な連携を図りながら実施し、その成果を普及指導に活用する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

高度化・多様化する農業者等のニーズや県域あるいは地域の課題に的確に対応するため、次の点に留意した普及指導員の配置に努める。

1 地域担当普及指導員の配置

意欲ある農業者等の要請に的確に対応できるよう、地域農業・農村の振興方策、重点課題、専門項目等に配慮し、地域担当普及指導員を農業水産振興課に配置する。

2 農業革新支援専門員の配置

試験研究機関・行政機関・農林大学校・食料システム関係者を含む多様な関係者との連携、新たな技術の普及や現場での技術改良、担い手への経営指導など専門技術を活かした活動、重要な課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、普及指導員の資質向上、先進的な農業者等からの専門的な相談対応等を支援するため、農業革新支援センターを経営支援課内に設置し、農業革新支援専門員を配置する。

3 農林大学校への普及指導員の配置

農林大学校における研修教育を充実し、実践的な農業の技術力と経営力を備えた担い手を育成するため、県内の農業事情や専門知識、スマート農業等の先進的な技術に精通し、人材育成に情熱と高い指導力をもった普及指導員の適正な配置に努める。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 基本的な考え方

普及指導員に求められる能力は、農業経営や農業技術等の課題解決のため、農業に関する高度・先進的な技術を指導するスペシャリストとしての能力及び地域農業の実態に幅広い知見を持ち、多様な関係者との連携構築により合意形成の促進を行うコーディネート力である。これらを総合的に発揮して地域農業の発展を支援するため、普及指導員の資質向上が重要である。また、多様な関係者から意見やアイデアを引き出し、議論を円滑に進め、目標達成に導くためのファシリテーション力は、全ての普及指導員が共通して備えることが理想である。

このため、自己研鑽を基本としつつ、国・県の主催する集合研修、オンライン研修、派遣研修、職場研修等を体系的に組み立てた研修計画に基づき実施することで、普及指導力のレベルアップを図る。

2 普及指導員の研修

(1) 若手普及指導員研修

新任者や経験の浅い普及指導員に対し、普及活動の基本である現場感覚と基礎的な技術や指導力を養成するため、普及指導方法や試験研究機関への派遣等による技術習得の研修を実施する他、先進農家の技術等を習得するための農家派遣研修、経験豊富な普及指導員をトレーナーとする普及指導活動に必要な知識・技術を習得するための研修（OJT）を

実施する。また、研修の企画、立案、実施により企画力と専門知識を身につけるとともに、地域の課題解決に必要な知識や技術を学ぶためテーマ提案型研修を実施する。

(2) 普及指導員養成研修

普及指導員の資格取得に必要な知識・能力を養成するため、農業革新支援専門員による資格取得のための事前研修を実施する。

(3) 普及指導員技術習得研修

地域の重点課題に対応した新技術や専門知識を習得するため、試験研究機関と連携し果樹、野菜、花き等主要品目を中心に専門技術に関する研修を実施する。

また、経営改善に意欲的な農業者や新規就農者・就農予定者を支援するため、経営指導力の向上を目的とした研修を実施する。

(4) スペシャリスト養成研修

専門性に特化した技術・知識を習得するため、国が実施する研修を活用して普及指導員の能力向上を図る。特に地域農業を総合的にコーディネートする能力向上研修や企画調整に関する研修、ファシリテーション能力向上研修により優れた普及指導員の育成を図り、普及指導組織の体制強化に努める。

第5 普及指導活動体制の整備と組織運営

経営支援課及び農業水産振興課では、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮されるよう、その整備を行う。

また、スマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業協同組合等の地域の関係団体と連携体制を整える。

また、農業革新支援センターは研究開発への参画、食料システム関係者を含む多様な関係者との連携、都道府県間の連携の推進、重点プロジェクト計画の策定等を行う際に必要となる情報及び体制の整備を図り、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応する。

第6 研修教育の充実強化

本県農業の持続的な発展を図るためには、将来の農業・農村を担う農業者等の確保・育成が重要な課題であり、農林大学校及び就農支援センターを中心に関係機関と連携を図り、以下に掲げる点に留意しつつ研修教育の充実強化を図る。

また、農林大学校は、研修教育の内容や成果等について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

1 養成部門の充実

本県農業の担い手及び農村地域の指導者の養成を目的として、農林大学校において、先端的な栽培技術や経営管理等に関する実践教育を強化するとともに、県内の先進農業者、関係機関への派遣研修等をカリキュラムに取り入れ、就農意欲並びにリーダーとして活躍できる能力の向上を図る。

2 研修部門の充実

農業者等を対象にした農業経営や農業機械利用技術等の研修を充実するとともに、就農支援センターも含めU・I・Jターンなど新規就農希望者を対象にした実践研修を実施して担い手の確保に努める。

3 農業高校との連携

高度な実践技術を身につけた人材育成を目的として、農業高校と連携してカリキュラムを編成し、高校で学んだ基礎知識を活かしたプロジェクト研究に継続して取り組む等一貫性のある教育を行う。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

県は、国の運営指針を基本としつつ、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業に取り組む。